所得相互免除法第四十一条の二第六項に規定する報告事項の提供に関する調査に関すること。

三～七　［略］

（課税第一部の所掌事務）

第四百四十六条　課税第一部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～九　［略］

十　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査（課税第二部及び調査査察部等の所掌に属するものを除く。）及び文書の送達（課税第二部の所掌に属するものを除く。）並びに外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第六項に規定する報告事項の提供に関する調査に関すること。

十一　［略］

（課税第二部の所掌事務）

第四百四十七条　課税第二部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五　［略］

六　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課（法人及び源泉徴収義務者に関するものに限る。）に関する調査（調査査察部等の所掌に属するもの及び報告事項の提供に関するものを除く。）及び文書の送達に関すること。

七～十二　［略］

（徴収部の所掌事務）

第四百四十八条　徴収部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　［略］

四　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の徴収（調査査察部等の所掌に属するものを除く。）及び外国の租税に関する報告事項の管理並びに外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第一項に規定する報告事項の管理に関すること。

五～六　［略］

三～七　［同上］

（課税第一部の所掌事務）

第四百四十六条　課税第一部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～九　［同上］

十　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査及び文書の送達に関すること（課税第二部及び調査査察部等の所掌に属するものを除く。）。

十一　［同上］

（課税第二部の所掌事務）

第四百四十七条　課税第二部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五　［同上］

六　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課（法人及び源泉徴収義務者に関するものに限る。）に関する調査（報告事項の提供に関するものを除く。）及び文書の送達に関すること（調査査察部等の所掌に属するものを除く。）。

七～十二　［同上］

（徴収部の所掌事務）

第四百四十八条　徴収部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　［同上］

四　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税に関する報告事項の管理及び外国の租税の徴収（調査査察部等の所掌に属するものを除く。）に関すること。

五～六　［同上］

（課税総括課の所掌事務）

第四百六十八条　課税総括課は、次に掲げる事務（東京国税局にあっては、課税第一部の資料調査第一課、資料調査第二課、資料調査第三課、資料調査第四課及び統括国税実査官並びに課税第二部の資料調査第一課、資料調査第二課、資料調査第三課及び統括国税実査官、大阪国税局にあっては、課税第一部の資料調査第一課、資料調査第二課、資料調査第三課及び統括国税実査官並びに課税第二部の資料調査第一課、資料調査第二課及び統括国税実査官、関東信越国税局及び名古屋国税局にあっては、課税第一部の資料調査第一課、資料調査第二課及び統括国税実査官並びに課税第二部の資料調査第一課、資料調査第二課及び統括国税実査官、札幌国税局、仙台国税局、広島国税局及び福岡国税局にあっては、課税第一部の資料調査課並びに課税第二部の資料調査課、金沢国税局、高松国税局及び熊本国税局にあっては、課税部の資料調査第一課及び資料調査第二課（以下「資料調査第一課等」という。）の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一～六　［略］

七　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものを除く。）及び文書の送達並びに外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第六項に規定する報告事項の提供に関する調査に関する事務で、国税局長が必要があると認めたものの指導及び監督並びにこれに必要な調査に関すること。

八　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものを除く。）及び外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第六項に規定する報告事項の提供に関する調査で、処理困難なものとして国税局長が課税総括課において調査させる必要があると認めたものについての調査を行うこと（前号に掲げるものを除く。）。

九　［略］

（課税総括課の所掌事務）

第四百六十八条　課税総括課は、次に掲げる事務（東京国税局にあっては、課税第一部の資料調査第一課、資料調査第二課、資料調査第三課、資料調査第四課及び統括国税実査官並びに課税第二部の資料調査第一課、資料調査第二課、資料調査第三課及び統括国税実査官、大阪国税局にあっては、課税第一部の資料調査第一課、資料調査第二課、資料調査第三課及び統括国税実査官並びに課税第二部の資料調査第一課、資料調査第二課及び統括国税実査官、関東信越国税局及び名古屋国税局にあっては、課税第一部の資料調査第一課、資料調査第二課及び統括国税実査官並びに課税第二部の資料調査第一課、資料調査第二課及び統括国税実査官、札幌国税局、仙台国税局、広島国税局及び福岡国税局にあっては、課税第一部の資料調査課並びに課税第二部の資料調査課、金沢国税局、高松国税局及び熊本国税局にあっては、課税部の資料調査第一課及び資料調査第二課（以下「資料調査第一課等」という。）の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一～六　［同上］

七　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査及び文書の送達に関する事務（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものを除く。）で、国税局長が必要があると認めたものの指導及び監督並びにこれに必要な調査に関すること。

八　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものを除く。）で、処理困難なものとして国税局長が課税総括課において調査させる必要があると認めたものについての調査を行うこと（前号に掲げるものを除く。）。

九　［同上］